

04 短期入所（ショートステイ）とは

短期入所は「ショートステイ」とも呼ばれます。「家族を休息させたい」「家族が病気になったため、短期間自宅以外に宿泊したい」などの理由で、障害者支援施設等に短期間入所できるサービスです。

短期入所の利用には、基本的に健康診断が必要です。ですから、「家族が明日から入院になってしまったのですぐ使いたい」など急な場合だと利用が難しい場合があります。「いざという時のために、試しに利用してみよう」と本人とご家族が話し合っておくと良いですね。静岡市が発行している「短期入所共通健康診断書」などもありますので、「いつか使いたい」と考えている方は利用を希望する施設や、「指定特定相談支援事業所」にお問い合わせください。利用額は、所得により異なります。

申請窓口は各区福祉事務所障害者支援課（P.34）です。

短期入所共通健康診断書をご活用ください！ 令和4年度運用開始！

短期入所サービスが利用しづらいという地域の皆さまのご意見を元に、このたび市内短期入所サービス事業所で利用できる共通健康診断書様式を完成しました！
ぜひこの様式を利用し、短期入所サービスを効果的に利用してください！
〔※ご本人様の状態や事業所の意向等によっては本様式を利用できない可能性もございますので、事前に利用を希望される短期入所事業所へご確認ください。〕

ここがポイント！

- ①診断書記載医師から検査の同意を得られれば、複数の短期入所事業所で同一の診断結果が記載された共通健康診断書を利用できます！（最大1年間）
- ②検査項目は必要最低限のものとしているため、ご本人、ご家族の負担等の負担が少なくなります。

こんな方にオススメです！

- ①今まで短期入所サービスを利用したことがない方
- ②複数の短期入所事業所を体系的に利用してみたい方
- ③今後体調の変化等により緊急的に短期入所サービスを利用する可能性のある方

<共通健康診断書利用の流れ>

STEP1

共通健康診断書様式を持参し、市内医療機関を受診してください。

※総合病院等、一部の医療機関にない場合は本様式を利用できない可能性がありますので、事前に受診される医療機関にご確認ください。

STEP2

診断後、担当医師に共通健康診断書への診断結果の記載をお願いしてください。

※併存するその他の疾患が認められた場合は、担当医師が書きへの同意欄にシ点を入ってください。

STEP3

利用を希望する短期入所事業所へ記載済みの共通健康診断書をその他の必要書類と合わせて提出してください。

書きへの同意欄にシ点が入っている場合は複数の短期入所事業所で同一の診断結果が記載された共通健康診断書を利用できます。

静岡市役所 障害福祉企画課
TEL:054-221-1198
共通健康診断書様式は静岡市ホームページにございます
URL: https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003/174_00006.html

地域生活支援ネットワークまいむ・まいむ
(百花園駅前ロビー内)
TEL:054-344-3555

短期入所共通健康診断書は静岡市 HP からダウンロードできます。

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3278/s002892.html>

